⑹　見積開封の日時
①　電子入札システムによる場合
技術提案書等提出要請書において電子入札システムにより通知する。
②　紙入札による場合
技術提案書等提出要請書において書面により通知する。
5　その他
⑴　手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　契約書の作成要否　要（本件は電子契約を推奨する。）
⑶　関連情報を入手するための照会窓口は上記４⑴に同じ。
⑷　技術提案書のヒアリングを行う。
⑸　電子入札システムの稼動時間は、休日を除く午前８時から午後10時まで。
⑹　障害発生時及び電子入札システム操作等の問合せ先は、次のとおりとする。
電子入札ヘルプデスク
電話0570―021―777（ダイヤルイン）（平日のみ午前９時から午後５時30分まで（正午から午後１時までを除く。）。）
Mail　sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com
⑺　見積参加希望者が電子入札システムで書類を提出した場合には、受付票及び競争参加資格確認通知書を電子入札システムで見積参加希望者に送付するので、必ず確認を行うこと。
⑻　本掲示に関して詳細不明な点については、上記４⑴に掲げる担当課に照会すること。
⑼　詳細は現場説明書及び技術提案書作成要領による。
6　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Toru Terayama, President of Metropolitan Expressway Company Limited.
⑵　Classification of the services to be procured : 42
⑶　Subject matter of the contract : Weather forecast and consulting 2026
⑷　Time-limit to express interests to 12 : 00 p.m. 9 March 2026
⑸　Time limit for submission of proposal : 4 : 00 p.m. 11 May 2026 (Submitted by mail : 8 May 2026)
⑹　The language used for application and inquiry shall be Japanese.
⑺　Contact point for the tender documents : Contract division, Finance Department, Metropolitan Expressway Company Limited. 1―4―1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo, 100―8930. TEL 03―3539―9319

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

航空レーザ測量及び三次元点群データ等整備（近畿地区）ほか２件に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和８年２月18日

国土地理院長　河瀬　和重

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　08

1　業務概要
⑴　品目分類番号　42
⑵　業務名
①　航空レーザ測量及び三次元点群データ等整備（近畿地区）
②　航空レーザ測量及び三次元点群データ等整備（中部地区）
③　航空レーザ測量及び三次元点群データ等整備（関東地区）
⑶　業務内容　本業務は、航空レーザ計測を実施するとともに、「三次元点群データ」及び「１ｍメッシュ標高」の管理用データファイルを作成するものである。
⑷　履行期限
①　航空レーザ測量及び三次元点群データ等整備（近畿地区）　令和９年２月８日
②　航空レーザ測量及び三次元点群データ等整備（中部地区）　令和９年３月５日
③　航空レーザ測量及び三次元点群データ等整備（関東地区）　令和８年11月20日
2　申請の時期
令和８年２月18日から令和８年４月２日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。なお、令和８年４月３日以降（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、開札の時までに設計共同体としての資格の認定を受けていなければならない。
3　申請の方法
⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（測量業務）」（以下「申請書」という。）は、令和８年２月18日から国土地理院総務部契約課調査係において設計共同体としての資格を得ようとする者に交付する。
⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に航空レーザ測量及び三次元点群データ等整備（近畿地区）ほか２件設計共同体協定書（４⑷の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、電子メール、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。提出場所は⑴に示す申請書の交付元に同じ。
⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。
4　設計共同体としての資格及びその審査
次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。それ以外の設計共同体については「競争参加者の資格に関する公示」（令和６年10月１日付け国土地理院長）に示す項目について、総合点数を付与し、設計共同体としての資格があると認定する。
⑴　組合せ　構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。
①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
②　「令和７・８年度国土地理院測量業務に係る一般競争（指名競争）参加資格」のうち業務種別「写真測量」の認定を受けている者であること。
③　測量法（昭和24年法律第188号）第55条に基づく測量業の登録を受けていること。
④　国土地理院長から指名停止を受けていないこと。
⑤　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の建設コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者に該当しない者であること。
⑵　業務形態
①　構成員の分担業務が、業務の内容により、航空レーザ測量及び三次元点群データ等整備（近畿地区）ほか２件設計共同体協定書において明らかであること。
②　一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、航空レーザ測量及び三次元点群データ等整備（近畿地区）ほか２件設計共同体協定書において明らかであること。
⑶　代表者要件　構成員において決定された代表者が、航空レーザ測量及び三次元点群データ等整備（近畿地区）ほか２件設計共同体協定書において明らかであること。
⑷　設計共同体の協定書　設計共同体の協定書が、「測量業務における共同設計方式の取扱いについて」（令和４年２月16日付け国地総契第207号）の別紙１に示された「○○○○業務△△・××設計共同体協定書」によるものであること。
5　一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い
４⑴②の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も２及び３により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が認定されるためには、当該構成員が４⑴②の条件を満たすことが必要である。
また、この場合において、４⑴②の認定を受けていない構成員が、開札の時までに４⑴②の認定を受けていないときは、設計共同体としての資格がないと認定する。
6　資格審査結果の通知
「一般競争（指名競争）競争参加資格認定通知書」により通知する。
7　資格の有効期間
６の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格の認定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。
8　その他
設計共同体の名称は、「航空レーザ測量及び三次元点群データ等整備（近畿地区）ほか２件△△・××設計共同体」とする。